

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年1月15日（平成31年（行情）諮問第24号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行情）答申第504号）

事件名：特定個人に送付された「行政文書開示請求について」の不開示決定  
（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月9日付け○観企第174号により特定保護観察所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は、処分庁に、平成30年8月27日付けで本件対象文書の開示を請求しました。

しかし、平成30年10月9日付けで、処分庁は「請求文書の存否を答えるだけで、請求人が行政不服審査請求を行った事実という個人情報の開示になる。」として不開示決定を出しました。

ですが、本件対象文書は、請求人に送られてきたもので、存否は関係ありません。

また、この文書は行政庁からの通知であって、個人情報ではありません。

処分庁の不開示決定には理由がなく違法です。

取消しを求めます。

##### （2）意見書

#### ア 請求に至った理由

私（審査請求人を指す。以下同じ。）は現在、特定刑事施設に収容中の身ですが、事件の犯人ではなく、裁判の不正によって有罪にされました。よって、私は裁判の不正（主に特定地検のもの）を追及

するために、告訴、告発、付審判請求をしていました。

すると、特定年月日 A、特定保護観察所の特定保護観察官が特定刑事施設へ来庁し、私に不当な面接を行い、「（裁判の追及を止めないと）仮釈放がもらえなくなるぞ」という旨の脅しともとれる勧告をします。この面接の後、特定保護観察官は抗議のものと思われる辞職をします。

私は、特定保護観察官の面接を不審に思い、面接の際に作成されるはずの調査書の開示を特定保護観察所に求めました。しかし、一切手続きはされず、私が法務省に行政不服審査請求をすると、法務省保護局及び特定保護観察所から直接、謝罪がありました。その際、私のした調査書の開示請求が不適法だと指摘されたので、開示請求を取り下げたのですが、この指摘はうそでした。

なので私は、平成30年5月29日付けで特定保護観察官の調査書を再度開示請求したのですが、特定保護観察所企画調整課情報公開担当より「行政文書開示請求について」（特定年月日 B 付け本件請求書面）が送られてきました。その内容は、「あなたの請求は不適法なので却下されると思われませんが、それでも請求しますか。」というもので、先方は情報提供と称していますが、これは、明らかに「自発的な取り下げ要求」です。

私は、この書面の内容について、特定年月日 C 付けで行政不服審査請求をします。

すると、とんでもないことが起こります。

私が出役している間に、私の居室から、行政不服審査請求の証拠である本件請求書面が盗まれました。

私は、まさかと思い、何回も荷物を確認しましたがありません。そもそも封筒に入れて保管しておいた書面が封筒だけを残してなくなるわけがありません。間違いなく盗まれています。

私は、特定保護観察所に本件請求書面の再送を求めましたが、一切応じません。

特定刑事施設は「どこか間違えて送ったんじゃないか。」、「（本件請求書面の内容について）どこの省庁でもあのような表現をする。」などと言うだけです。（そもそも、被収容者が書面を発送するには申請が必要であり、申請と違う書面を発送しようとしても返されます。なので間違えて発送することはありません。）

本件請求を不開示決定にしてくるようなら、法務省は、本当に書面を盗ませたのだらうと思い、この請求を試してみました。これが請求

の経緯です。

イ 本件対象文書の開示について

法務省は、本件対象文書の存否を明かすと、個人情報の開示になる、と言っていますが、そもそも、一度送付され、存在するものの請求ですし、個人情報を開示できないのならば、私の名前、日付を黒塗りにして部分開示をすれば良いのではないのでしょうか。

以上、本件請求についての、私の意見です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、法4条1項の規定に基づき、平成30年8月21日付け(同月27日受領)行政文書開示請求書により、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成30年10月9日付け○観企第174号行政文書不開示決定通知書により、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるという理由をもって、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定(原処分)を行った。

(3) 本件は、「原処分を取り消す。」との裁決を求める旨の審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、平成30年10月15日付け(同月17日受領)審査請求書において、「本件対象文書は、請求人に送られてきたもので、存否は関係ありません。又、この文書は、行政庁からの通知であって個人情報ではありません。」と主張している。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、処分庁が請求人である特定個人に対して送付した「行政文書開示請求について」という名称の文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、処分庁が特定の個人に対して文書を送付した事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別す

ることができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

ウ 行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下においては、審査請求人の情報（自己情報）を理由にこれを開示することはできない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成31年1月15日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月6日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年3月18日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の

適否について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件開示請求書の記載から、本件対象文書の存否を答えることは、特定保護観察所が特定年月日B付で特定の個人に対し「行政文書開示請求について」と題する書面を送付した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるところ、当該情報について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。  
なお、審査請求人は、自己の情報が記載されていることを理由に本件対象文書を開示すべきである旨主張するが、法3条に規定されているとおり、開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、また、それらの事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないのであるから、審査請求人の上記主張は、採用の余地がない。
- (3) 以上によれば、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

御庁（処分庁を指す。）から請求人に送付された特定年月日B付け特定保護観察所企画調整課情報公開担当作成の「行政文書開示請求について」という書面。